

川崎市川崎区公告第 9 0 号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 8 月 2 0 日

川崎市川崎区長 山 崎 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日		件数・備考
令和 6 年度	後期高齢 者医療保 険料	第 9 期	令和7年 9 月 2 日 （第 9 期分）		計 2 件
令和 7 年度	後期高齢 者医療保 険料	4 月 随 時	令和 7 年 9 月 2 日 （ 4 月 随 時 分 ）		計 1 件

（別紙省略）